口

保安林予定森林(萩市)

報

目

平成 29年 12月12日 (火曜日)

所在地

周南市開成町四五六〇番地 東ソー株式会社南陽事業所

特定施設に関する事項

種類、

構造及び使用時間間隔等

構

名称

種

類

能

開力

年予工事着 日 日 定手

年予工 月 日定成

年予使 月 開 日定始

間使 用時間 隔間

時 り 一 日 当 間 用 た

動季節の概

使

法

三三ーハ

九・三 平成三〇、

平成三〇、

平成三〇、

断

続

一〇時間

変動なし

\_

住

周南市開成町四五六○番地

工場又は事業場の名称及び所在地

### 県報の正誤(平成二十八年十二月二十七日山口県告示第四百二十六号)………………………六 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(三件) 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 次 (建築指導課)

(環境政策課) ......]

三・六

"

"

 $\circ$ 

七

"

"

"

六・二

(三)基)

"

"

"

"

"

一 . 八

"

"

"

"

(三基)

六

"

連

続

四 日時間

三三ーリ

"

「!!!!!ーハ」

水質汚濁防止法施行令

(昭和四十

断

続

|○時間

### 山口県告示第四百二十八号

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

衆の縦覧に供する。 日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公 評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年十二月十二日から平成三十年一月四 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

平成二十九年十二月十二日

氏名又は名称

東ソー株式会社

申請者の氏名又は名称及び住所

山口県知事 村 岡 嗣 政

静置分離器及び廃ガス洗浄施設をいう。 六年政令第百八十八号) 別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機、 「三三一二」及び「三三一リ」とは、

Щ

П

県

	-	平成	29 <sup>소</sup>	₽ <i>12</i>
		種		
		1		処
				理施
		類		設に
=		項		よる処
_		目		理前
	通	水素		及   び
_	常	ポイオ	汚	処理
	最	素ン		後の汚
_	大	数度	水	水等
	通	化学		7の汚
	常	的酸	等	染状
	最	大 素要求		態のは
_	大	ℓ量	の	値並び
	通	浮		し に 汚
_	常	遊	汚	水等
	最	mg /質		の 量
	大	<u>ℓ</u> 量	染	
	最	mg鉱 /油	16	
	大	ℓ 類	状	
	通	窒	能	
	常		忠	
	最	mg	の	
	大	<b>€</b> 素		
	通		値	
	常	燐%		
	最	mg		
	大	$\ell$		
	通	汙	i	
		力等	C F	
	常	0 - E	-	
_	最	E 当 た	2	
	HX	で の 量	) }	
		n		

⊒nz nz		朗		"	"	-	殿	次 00 次	三、八四〇、〇〇〇	囲	堰紫	合排水処理施設	総合排
<u>.</u>		Š	な し し	変動	二四時品	連続	化	二九・七 酸		タン製	槽  チ	分解処理	酸化
年 月 日	年 月 日	年 月 日	概の変動のとなって		の使用時間	間使用時間	処理の方式	旦力	能 m³	造	構	類	種
										構造及び使用時間間隔等処理施設に関する事項	及び使用体設に関	種類、構造及び使用時間間隔汚水等の処理施設に関する事項	四 (一) 汚
									て準用する。	この表について準		一の表の備考は、	備考
0.011	0.011	O .	〇·〇四	111萬、000	六二、五〇〇	<i>"</i>	"	111年、000	六二、五〇〇	"	"	三三ーリ	=
= : ::	= : ::	"	"	出せず	出せず検	検出せず検	人検出せず	四、六一〇:	四、六一〇・八四、六一〇・八	"	七	三三歩り	=
三・六	三・六	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		"
四·	四 · 四	"	"	· -	· -	五〇	五〇	0 - 111	0.11	"	七 五	(二基)	=
O・七	〇·七	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		"
三・六	三・六	検出せず	検出せず	三九・四	三九・四	"	<i>/</i> /	一、五五〇:	一、五五〇・六一、五五〇・六	"	"	,	"
六・二	六・二	一 · 五 一	一 五 一	出せず	出せず検	三六検	二三六	八二九・三	八二九・三	"	七		"
九・三	九・三	検出せず	検出せず	0 .	O	五〇	五	一 五 · 五	一 五 · 五	九~六	七 · 五	三三ーハ	=
最大	通常	最 (mg / ℓ)	通常	大き	常最(	最(mgg 大)量	通常数	最 (mg / e) 大	通代学的常	表 水素指数 連	地 素イオ	類通	種
たりの量( ºm	汚水等の一日当たりの量(゜㎡)		値	その	状態	染	空 汚	等等	きりを	きった。	1	<u> </u>	

<b>希</b> 全 技 才 处 理 方 言	合作 火 瓜 里 飯	イ タ 東 五	変化 子 屛 瓜 里 曹
処理後	処理前	処理後	処理前
"	八	"	七
"	'/	"	九 ( 六
"	Ξ	一七三三	二、一六六、九
"	五	七三:三六一九・一	二、一  六  六  六
10	一四〇	三五	四八
110	二八〇	三五	四八
"		"	検出せず
"	1 • 111	二四・六	三七
"	11.11	二四・六	三七
"	· -	0・七二	三七 一・〇一 一・〇一
"	0 · 11	四·六 〇・七二 〇・七二	  
"	二、九四五、〇二六	四一・六	二九・七
"	一・二 〇・一 〇・二 二、九四五、〇二六 二、九四五、一〇四	四一・六	二九・七

No. 2	No. 1		排		) Æ
排	排				排出
水	水		水		水の汚
口	П		口		染   状
		通	水		態の値
"	八	常	素イイ	排	及り
		最	(水素指数		排出
"	九~六	大	数度	出	水の量
	_	通	化学		
Ξ	一 五	常	子的酸	水	
		最	、素 mg 要		
五	三	大	√ポ量	の	
		通	浮		
_	六	常	遊	汚	
		最	物質質		
=	=	大	<b>ℓ</b> 量	染	
		最	mg鉱		
"	_	大	/油 ℓ類	状	
		通	窒		
÷	九	常		態	
_		最	mg		
	_ 	大	· ℓ 素	の	
		通		値	
"	· -	常	燐%	胆	
		最	mg / e		
"	0 :	大	$\ell$		
二、九	-1	通	扫	ŧ	
五、	三四〇、		出力の	ر د	
0 = -	四 ( ) ( )	常	E		
二、九四五、〇二六二、九四五、		最	打出水の一日当たりの量	i 2 )	
四五			量	]	
) 〇 四	四〇〇	大	m	3 1	
Ӥ					J

# 山口県告示第四百二十九号

口

介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

平成二十九年十二月十二日

Щ

名居

か 主たる事務所 主たる事務所

宅 介 称護

株式会社藤華

山口県知事 村 岡 嗣

政

宅 介 称護 支 所接事業 地所 指定年月日

一八六五の一防府市大字西浦 ンセンターとうかケアプラ 一八六五の一防府市大字西浦 平成二九、

### 山口県告示第四百三十号

安林を次のように指定する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、

平成二十九年十二月十二日

山口県知事 村 岡 嗣

政

### 保安林予定森林の所在場所

古地一六九一 字奈古屋一四四四の一、 四四二の六まで、一四四二の八から一四四二の一四まで、一四四二の一六から一四四 字青柿一一四一、一一四三の一、一一四三の四、一一四四、一一四五、一一四六の 五から一一五七まで、一四四三、字下惣助八八八の一から八八八の三まで、八八九、 一の一八まで、一四四二の二二、一六八八から一六九〇まで、字惣助一四四二の一、 一、一一四六の二、一一四八、一一四九、一一五〇の一、一一五〇の二、一一五二、 一五三の一、一一五三の二、一一五四、一四四〇、一四四一、一四四二の二から一 萩市大字弥富上字違田五九三の二、字奈古地八八六、八九一、八九八の一、一一五 一四四四の二、一四四四の四から一四四四の一〇まで、字な

指定の目的

一砂の流出の防備

保

指定施業要件

- 立木の伐採の方法
- 次の森林については、主伐は、択伐による。 萩市大字弥富上字奈古地一一五六・字下惣助八八八の一から八八八の三まで・

部分に限る。 字青柿一一四六の一・一一五三の一・一一五四(以上七筆について次の図に示す

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

### 山口県告示第四百三十

り、 経営の規模及び状況を要件とする資格 びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ 山口県立大学三号館電気設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な (以下「経営規模等入札参加資格」という。) 並 方法等について次のとおり定め

県

平成二十九年十二月十二日

口

山口県知事 村 岡 嗣 政

# 山口県立大学三号館電気設備工事

山

 $(\Box)$  (-)工事場所 山口市宮野下及び桜畠六丁目地内

工事の概要

延べ面積 一〇、六五九平方メートル地上五階建 出五階建 部鉄筒コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート	構造及び規
及び鉄骨造 電力設備工事一式 受変電設備工事一式	棋 工 事 内 容

### 経営規模等入札参加資格

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で

共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

ع ح

- 2 1 示 により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事のA等級で 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告 (平成二十八年山口県告示第四百十号。 以下「告示」という。)二の〇の規定 )第三条第六項に規
- 定する特定建設業の許可(電気工事業に係るものに限る。)を受けていること。 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。 出資比率が三十五パーセント以上であること。

3

- もの(以下「総合評定値」という。)の電気工事の数値が九百以上であること。 県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近の 共同企業体の代表者の平成二十九年十二月十一日までに国土交通大臣又は都道府 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の電気工事の数値が七百以上であるこ
- 経営規模等入札参加資格の審査
- 共同企業体競争入札参加資格審查申請書等

う。 同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の円に規定する共 )を提出しなければならない。 (以下「申請書等」とい

- 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 特定建設業の許可通知書の写し

3

- 申請書等の提出方法

よるものは、受け付けない。 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

 $(\equiv)$ 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番

묽

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成三十年一月五日から同月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

平成三十年一月二十六日までに発送する。 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

四 その他

一三八三○)にすること。 この審査についての問合せは、 山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三-九三三

# 山口県告示第四百三十二号

という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次 のとおり定めた。 る者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」 り、下関漁港地方卸売市場本館中央棟電気設備工事の契約に係る一般競争入札に参加す 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ

平成二十九年十二月十二日

下関漁港地方卸売市場本館中央棟電気設備工事

山口県知事

村

岡

嗣

政

3 2

工事の概要

工事場所

下関市大和町一丁目地内

延べ面積 四、八〇七平方メートル鉄筋コンクリート造 地上三階建 構 造 及 び 規 模 通信・情報設備工事一受変電設備工事一式 工 事 内 容 式

経営規模等入札参加資格

口

構成するものに限る。)とする。 人札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 (二者で

共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

Щ

- あること により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事のA等級で 示(平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。)二の〇の規定 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告
- 定する特定建設業の許可(電気工事業に係るものに限る。)を受けていること。 出資比率が三十五パーセント以上であること。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規
- 県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近の もの(以下「総合評定値」という。)の電気工事の数値が九百以上であること。 共同企業体の代表者の平成二十九年十二月十一日までに国土交通大臣又は都道府

共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の電気工事の数値が七百以上であるこ

経営規模等入札参加資格の審査

共同企業体競争入札参加資格審查申請書等

う。)を提出しなければならない。 同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の〇に規定する共 (以下「申請書等」とい

- 共同企業体協定書の写し
- 総合評定値通知書の写し
- 特定建設業の許可通知書の写し
- よるものは、受け付けない。 申請書等の提出方法 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に
- $(\Xi)$ 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番

一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

(五)

経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

- 平成三十年一月五日から同月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで
- 平成三十年一月二十六日までに発送する。 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
- 几 その他

一三八三○)にすること。 この審査についての問合せは、 山口県土木建築部建築指導課(電話○八三−九三三

# 山口県告示第四百三十三号

のとおり定めた。 という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次 る者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ 下関漁港地方卸売市場本館中央棟機械設備工事の契約に係る一般競争入札に参加す

# 平成二十九年十二月十二日

下関漁港地方卸売市場本館中央棟機械設備工事

工事場所 下関市大和町一丁目地内

 $(\Box)$ 工事の概要

延べ面積 四明	構
、1 八ト 〇造	造
七平方メー	及
ト建ルル	び
	規
	模
ガス設備工事で会調和設備工事が	工事
流 備工事一式 一式事一式	内容
式	

### 経営規模等入札参加資格

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で

عے 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であ 示(平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。)二の〇の規定 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告

定する特定建設業の許可(管工事業に係るものに限る。)を受けていること。 出資比率が三十五パーセント以上であること。 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規

山

3

口

もの(以下「総合評定値」という。)の管工事の数値が八百以上であること。 県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近の 共同企業体の代表者の平成二十九年十二月十一日までに国土交通大臣又は都道府

共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が七百以上であるこ

経営規模等入札参加資格の審査

共同企業体競争入札参加資格審查申請書等

同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の○に規定する共 (以下「申請書等」とい

)を提出しなければならない。

共同企業体協定書の写し

平成二十九年十一

一月十二日発行一月十二日印刷

発発 行行 人所

山山

口<sub>口</sub> 県 知<sup>県</sup>

事庁

嗣 政 3 総合評定値通知書の写し

2

山口県知事

村 岡

特定建設業の許可通知書の写し

申請書等の提出方法

よるものは、受け付けない。 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番 一号

 $(\overline{\text{M}})$ 申請書等の提出期間及び時間

平成三十年一月五日から同月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成三十年一月二十六日までに発送する。

兀 その他

一三八三○)にすること。 この審査についての問合せは、 山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三-九三三

正

安林(山口市)) 平成二十八年十二月二十七日山口県告示第四百二十六号(指定施業要件の変更予定保

Ξ	ページ
下	段
八 ~ 九	行
一○七六の二、一○七七の一、一 ○七七の二、一○七八の二、一○ 七八の三、一○七九の一、一○七 九の三	誤
- ○七六の二 (国有林) 、 - ○七 七の一、一○七八の二、一○七八の三 (国有林) 、 - ○七九の一、一○ 七九の三 (国有林)	正